

様式 1

見附市議会議員 様

令和 5 年 12 月 4 日

見附市議会議員 佐々木 志津子

一 般 質 問 通 告 書

下記のとおり質問したいので、会議規則第 6 1 条第 2 項の規定により通告します。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【1】デート DV 予防対策について

答弁を求める者 市長・教育長

1 本年 3 月議会において取り上げたデート DV のその後の対応について伺いたい。

(1) 10 月半ばに開催した「デート DV 講演会」の反応について伺う。

ア 参加人数・性別・年齢はどの様になっていたのか伺う。併せてアンケートの反応はどうであったのかお聞きしたい。

イ この度の講演会は事前公開という事で開催されたが、高校生を対象にした講演会はどのように実施され、反応はどうであったか伺う。

2 現場での具体的な予防対策についてお尋ねしたい。

(1) 予防教育の観点から中学生や保護者・教職員に対する学習機会の提供・啓発はどの様に実行されているのか。

ア 助産婦による授業との答弁があったが、助産婦によるデート DV の授業がこれまでなされてきたのかお聞きすると共に、デート DV に関しては国から紹介された教材等の有効活用、県が作成したパンフレットを授業で活用することを検討したいという事で

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

No. 1



あったが、その後の取り組みはどのようになっているのか、おたずねしたい。

イ デート DV かもしれないと気付いてもらうツールとしてチェックシートやパンフレットがあるが、当市における独自のチェックシートやパンフレットを作成し、活用するお考えはあるか見解を伺う。

ウ こういったデート DV に関する講演会を今後も継続開催していく必要があると考えるが、所見を伺う。

質問事項 (主題を記載してください。議場配布の一覧表に印刷)

【2】女性支援法施行に伴う対応について

答弁を求める者 市長

- 1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が来年 4 月に施行されるに当たり、本市における体制づくり等について伺いたい。
 - (1) 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった支援を明確に規定し、伴走型の仕組みをどう構築するのかお尋ねしたい。
 - ア 相談窓口の一元化や民間団体との連携など、援助等の多様な支援を包括的に提供するためには担当課はどこになるのか伺いたい。
 - イ 基本計画は都道府県が策定しなければならないが、市町村における計画は努力義務となっている。市町村基本計画は策定するのか、対応を伺う。
 - ウ 法の周知を初め、アクセスしやすい環境づくりや専門的技術に基づいて援助を行う女性支援員の登用など、法施行を前に本市における体制づくりの為には何か必要とお考えか所見を伺いたい。

以 上

※ 番号のつけ方 (大項目) 1 2 3 (中項目) (1) (2) (3) (小項目) アイウ

資料 1

デートDVとは

特定非営利活動法人 女のスペースにいがた
資料「デートDV防止対応資料 教職員の方へ」より

自分自身や交際相手の行動をチェックしてみてください

(デートDVの代表的な例です)

●言葉の暴力

- 「おまえ、バカじゃねえの!」「デブ!」「こんなことも知らないのか」など、自信を失わせたり、バカにしたような言葉を使う。
- 大きな声で、どなったり叫んだりする。

●精神的暴力

- 携帯電話の履歴を勝手に見たり、無断で削除する。
- 相手が望んでいないのに頻りに電話をかけてきたり、メールをする。返事をしないと会ったときにすごく怒る。
- 嫉妬される。何を言っても無視する。
- 自分以外の異性と会うことを制限したり、友人との付き合いに干渉する。
- 相手の行動をいつもチェックする。
- 別れるというと、自殺するなど脅す。

●身体的暴力

- 殴る。蹴る。殴るまねをして脅す。
- あざができるほど強くつかむ、つねる。
- 特にひどい暴力は、別れ話の時に起こる場合があり、怖くて別れることをあきらめなければと思ってしまう。
- 部屋から出さない。ストーカー行為をする。

●性的暴力

- キスやセックスを強要する。避妊に協力しない。
- いやがるのにアダルトビデオやいやらしい雑誌を見せる。

●経済的暴力

- デートの時などに、いつもお金を払わせる。お金を借りたまま返さない。

あなた自身やお友だちのことで思い当たることはありませんか？

それは・・・

「デートDV」です!!

出典 新潟市
市民生活部
男女共同参画課
「デートDVチェック表」より

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

資料

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

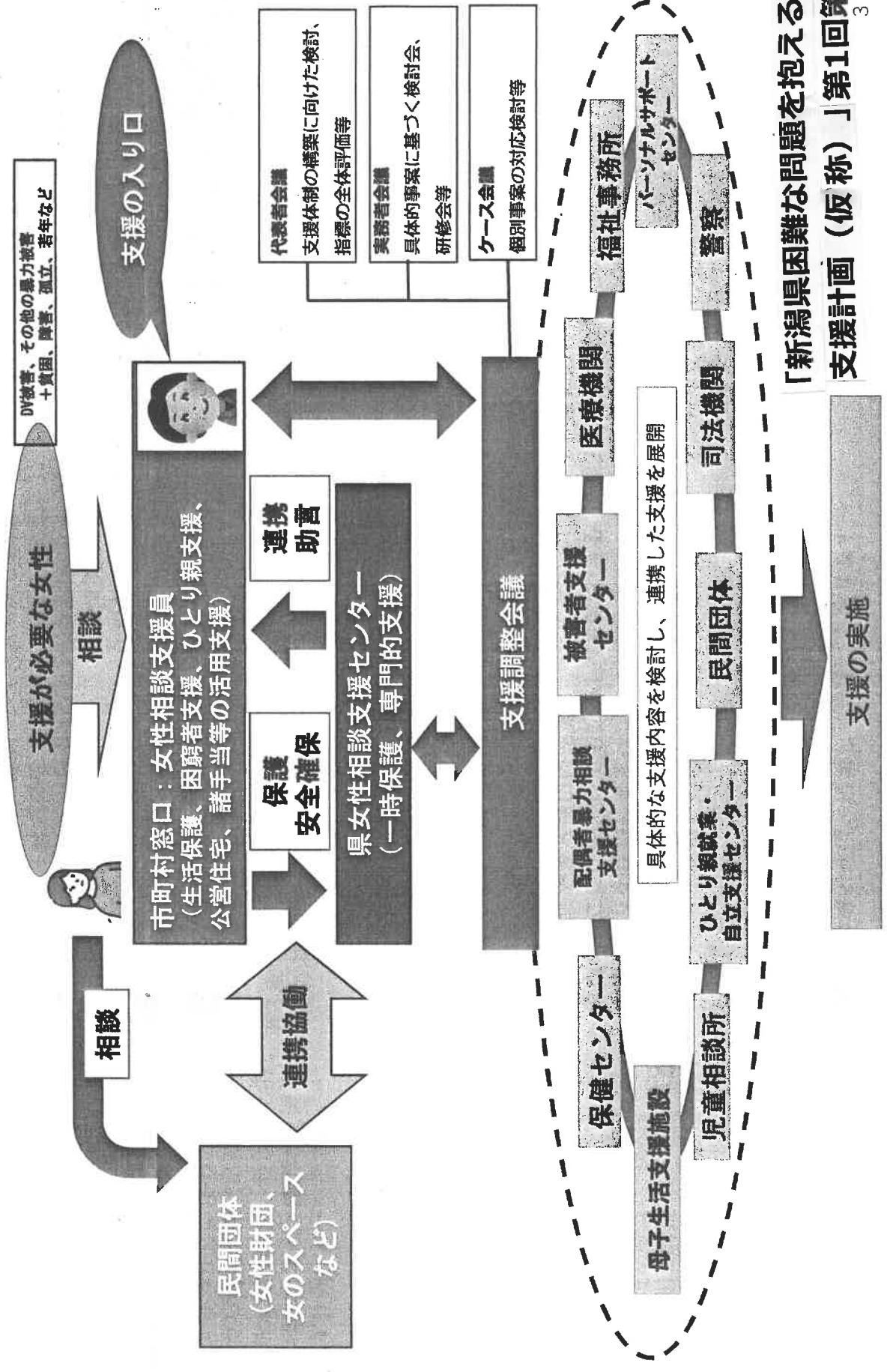
- 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務
- 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用
- 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

出典 厚労省
子どもの家庭局
家庭福祉課 資料6

市町村における支援体制（たたき台）

困難な問題を抱える女性への支援は様々な分野に及ぶことから、多様な主体（県、関係機関、民間団体）との連携・協力を一層充実させ、支援施策を推進する。



「新潟県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）」第1回策定委員会